

簡易な収入(所得)見込額の申立書【家計急変者】 別紙

横浜市長

令和 5 年 8 月 23 日

申立人

住 所 中 区 本町6丁目50番地の10

フリガナ 氏 名 ○○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○

生年月日 昭和55年10月10日

電話番号 ×××-××××-××××

私は、【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、次のとおり収入状況（控除額）を証明する書類を添付できない旨を申し立てます。

書類を添付できない収入（控除）について、該当する項目にチェックしてください。また、理由を下記にご記入ください。

- 給与収入 (checked)
年金収入
控除額
事業収入又は不動産収入
収入がないため添付できない。

収入状況（控除額）を証明する書類を添付できない理由【必ずご記入ください】

【記入例】

物価高騰の影響で就業先事業所の採算が悪化し閉鎖され、昨年11月に失職した。
現在は就職活動中のため、今年の給与収入の書類はありません。

家計急変者は食費等の物価高騰の影響を受けた方のみが対象です。自己都合による退職や自己都合による廃業等物価高騰の影響以外の理由による減収は対象となりません。誓約・同意事項をご確認ください。
また、具体的な理由の記入がない場合、再提出をお願いすることになります。

【誓約・同意事項】

- 給付金の支給要件の該当性や本申立書の内容等を審査等するため、必要に応じて関係書類の提出を行うこと、及び、横浜市が必要な住民基本台帳情報、税情報や公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求めること及び提供することに同意します。
給付金の支給後、本申立書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。
この申立を含む給付金の申請は、給付金の支給に対してのみ行うもので、児童手当や特別児童扶養手当等、他の手当等の支給決定に影響を及ぼすものではありません。他の手当等の支給に係る申請又は各届出に係る書類が必要な場合は、改めて提出し、審査を受けることを同意します。

※横浜市使用欄（ここから下には記入しないでください）

Table with 2 columns: 連絡事項, 不足書類. Includes fields for 区 and 担当.